

令和5年5月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

5 月 の 情 報 提 供

1.	求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和5年3月分)	1
2.	助成金制度説明会のご案内について	5
3.	運行管理者試験事前勉強会の開催について	7
4.	乗務員講習会のご案内	8
5.	初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	12
6.	香川県トラック・ドライバーコンテストの開催について	15
7.	香川県フォークリフト運転競技大会の実施について	18
8.	4月1日付四国運輸局人事異動(香川県関係職のみ)	20
9.	4月1日付香川労働局人事異動(香川県関係職のみ)	21
10.	5月は『トラック運送業界の美化月間』です!	22
11.	「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施について	23
12.	職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について	35
13.	陸災防香川県支部の皆様へ	43
14.	テールゲートリフター特別教育用テキストのご案内について	44
15.	会員名簿の変更等について	46
16.	香川県トラック協会令和4年度事業報告書等の提供について	47

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク（WebKIT）成約運賃指数について
(令和5年3月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和5年3月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和5年3月の運賃指数の概要

1. 令和5年3月の運賃指数は、前月比5ポイント増、前年同月比5ポイント増の128であった。
2. 3月末現在の求車登録件数は174,987と前年同月比11,714増(7.2%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,694	6,062	6,401	6,551
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064	288,956	272,250	289,573	291,482

※令和4年度は令和5年3月末現在

2. 荷物情報(求車)件数

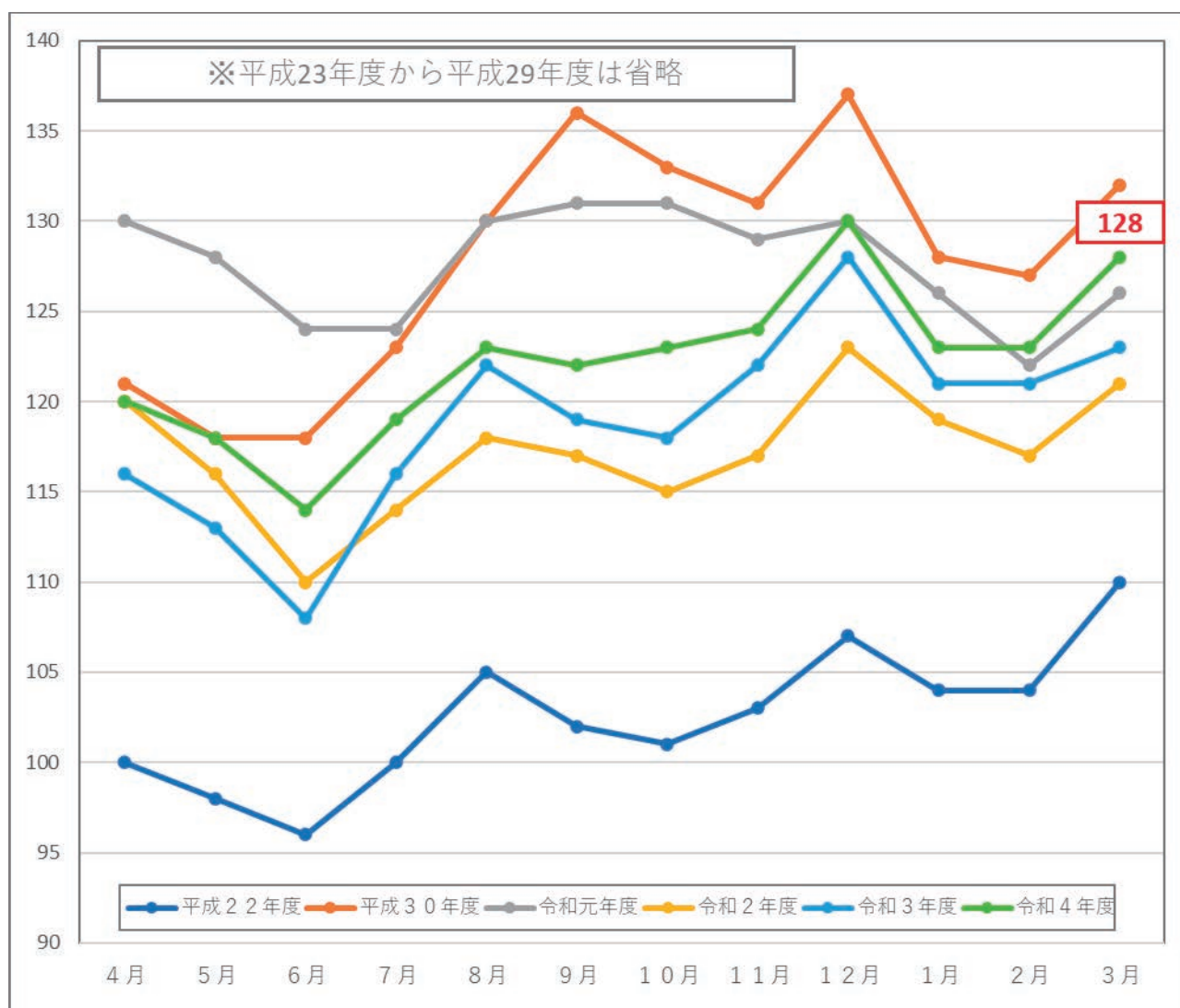
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,202

荷物情報(求車)	令和5年3月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	174,987	11,714	+7.2%	52,860	43.3%
成約件数	26,927	-539	-2.0%	2,837	11.8%
成約率	15.4%	-1.4ポイント	—	-4.3ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

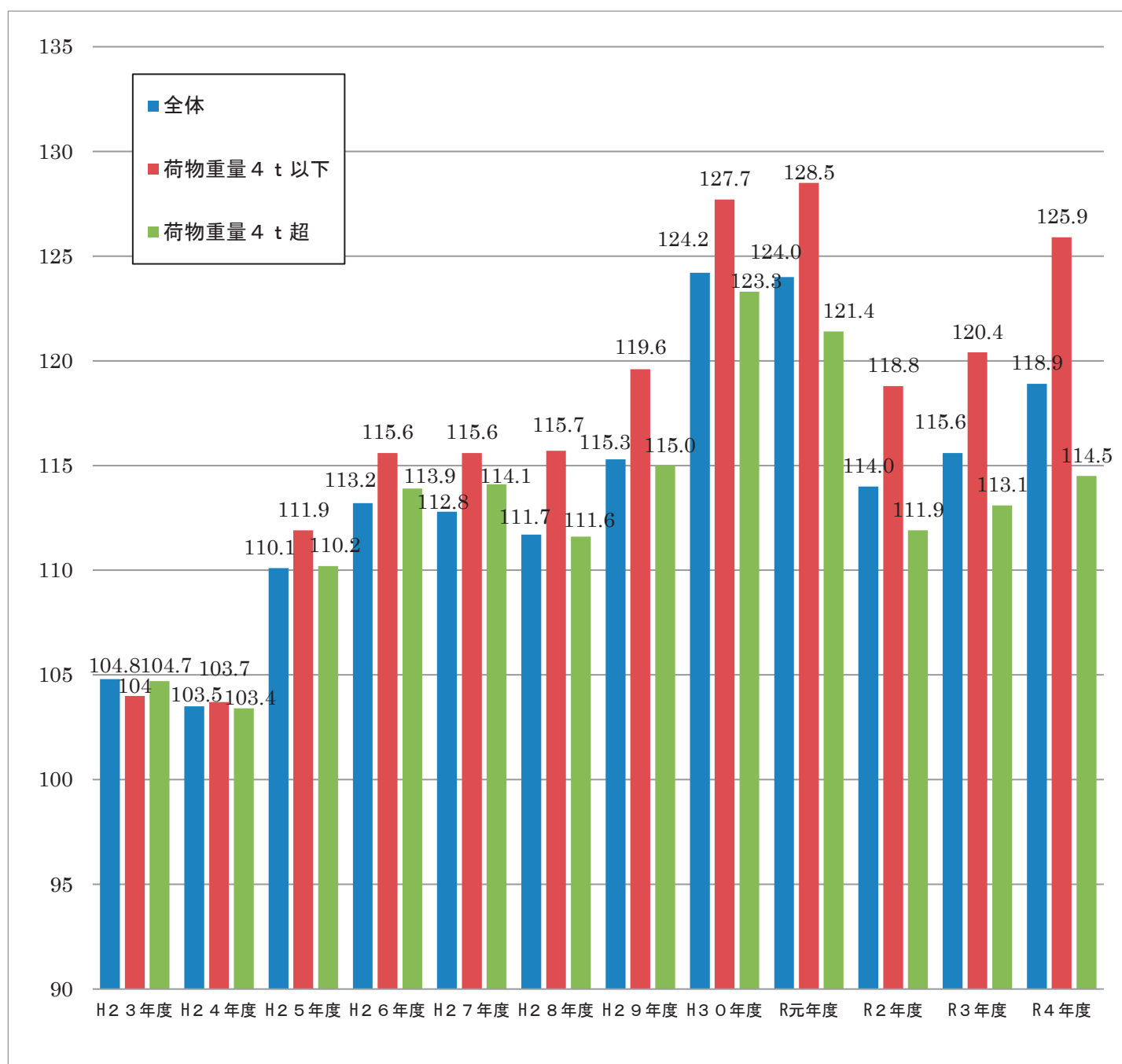
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	128



4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	114	115.6	118.9
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	118.8	120.4	125.9
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	111.9	113.1	114.5

※令和4年度は令和5年3月末現在



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 深田
TEL 03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
事業部 松井
TEL 03-3357-6068

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

令和 5 年度 香ト協助成金制度説明会のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会について、下記のとおり開催いたしますので、業務ご多忙とは存じますが、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

なお、ご出席の連絡は、別添の参加申込書にご記入のうえ、F A X（087-821-4974）にて 6 月 5 日（月）までにご返信をお願い致します。

敬 具

記

1. 開催日時 令和 5 年 6 月 9 日（金）13 時 30 分 ～ 15 時 30 分（予定）
6 月 12 日（月）13 時 30 分 ～ 15 時 30 分（予定）
2. 開催場所 6 月 9 日（金）：四国交通共済会館 大ホール
坂出市番の州公園 6 番 6 号

6 月 12 日（月）：香川県トラック総合会館 5 階大会議室
高松市福岡町 3 丁目 2 番 3 号
3. 議 題 (1) 令和 5 年度 香ト協助成金制度の概要について
(2) その他

一般社団法人 香川県トラック協会 宛

参 加 申 込 書

「令和 5 年度助成金制度説明会」に参加します。

事 業 者 名	
営 業 所 名	
出 席 希 望 者	
参 加 希 望 日 (○印記入)	・ 6 月 9 日 (金) 定員 80 名 ・ 6 月 1 2 日 (月) 定員 50 名

※出席を希望される事業所は6月5日（月）までに、香ト協
FAX（087-821-4974）へご返信願います。

以上

令和5年5月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

運行管理者試験事前勉強会の開催について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、6月29日（木）に下記の通り開催したく存じます。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、参加希望の会員は参加申込票を記入の上、6月15日（木）までにご返信下さいますようお願い申し上げます。当協会が事前にテキストを購入するため、必ず期日までに申込み願います。

なお、勉強会の当日にテキスト代として1名1,000円を徴収させて戴きますので、ご配慮のほど重ねてお願い申し上げます。

また、この勉強会は試験受験資格の「運行管理者基礎講習」ではありませんので、ご注意のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---|-----|---------------------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和5年6月29日（水）9：00～18：10（8:30 受付開始） |
| 2 | 場 所 | ホテルパールガーデン 新館6階 インペリアル
高松市福岡町2-2-1 |
| 3 | 内 容 | 運管試験に向けての対応等 |
| 4 | 講 師 | ヤマト・スタッフ・サプライ(株) ご担当者 |

参 加 申 込 票

会 社 名

受講者名

.....

※ 香ト協 FAX 087-821-4974までご返信下さい。

令和5年5月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和5年度 乗務員一般講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、貨物自動車運送事業法など関係法令への理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員一般講習
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対 象 者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費 用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和5年度 乗務員一般講習会 参加申込票

・乗務員一般講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第246回	6月10日（土） 9:00 ～ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第247回	6月10日（土） 13:30 ～ 16:30	

○受講希望者データ

会 社 名	
担当者名（記入者）	

	氏 名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)		第244回(AM) ・ 第245回(PM) ・ 第246回(AM) ・ 第247回(PM)		小型
2	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)		第244回(AM) ・ 第245回(PM) ・ 第246回(AM) ・ 第247回(PM)		小型
3	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)		第244回(AM) ・ 第245回(PM) ・ 第246回(AM) ・ 第247回(PM)		小型

※ 香ト協（FAX 087-821-4974）へ申し込みください。

令和 4 年 5 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和 5 年度 乗務員ステップアップ講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成 16 年度より国土交通省告示 1366 号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、実車を用いて日常点検方法や死角などの車高等のトラックの構造上の特性についても学んでいただける体験型講習となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員ステップアップ講習会
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対 象 者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費 用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAX にてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和5年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第103回	令和5年 5月13日（土） 9:00 ～ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第104回	5月13日（土） 13:30 ～ 16:30	

○受講希望者データ

会 社 名	
担当者名（記入者）	

	氏 名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第103回 (AM) ・ 第104回 (PM)		
2	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第103回 (AM) ・ 第104回 (PM)		
3	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第103回 (AM) ・ 第104回 (PM)		

※ 香ト協（F A X 087 - 821 - 4974）へ申し込みください

令和 5 年 5 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6 時間講習・10 回）、事故惹起運転者講習会（6 回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回 20 名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 1 項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前 3 年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15 時間以上の内、6 時間講習で実施しますので、残り 9 時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は 3 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第 4 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和5年 4月13日(木)	第8回 令和4年11月30日(木)
第2回 4月27日(木)	第9回 令和6年2月8日(木)
第3回 6月1日(木)	第10回 3月28日(木)
第4回 7月13日(木)	
第5回 8月24日(木)	
第6回 9月21日(木)	
第7回 10月19日(木)	

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和5年 5月11日(木)	第5回 令和6年 1月18日(木)
第2回 7月6日(木)	第6回 3月14日(木)
第3回 9月14日(木)	
第4回 11月2日(木)	

2. 開催時間 9:30 ~ 17:00

3. 場 所 四国交通共済会館

4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。

5. 定 員 20名

6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。

※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。

7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。

8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。

※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開 催 日	✓印 記入欄	開 催 日
終了	令和5年 4月13日（木）		令和5年 11月30日（木）
終了	4月27日（木）		令和6年 2月 8日（木）
	6月 1日（木）		3月28日（木）
	7月13日（木）		
	8月24日（木）		
	9月21日（木）		
	10月19日（木）		

○事故惹起運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開 催 日	✓印 記入欄	開 催 日
	令和5年 5月11日（木）		令和6年 1月18日（木）
	7月 6日（木）		3月14日（木）
	9月14日（木）		
	11月2日（木）		

※開講時間は、9：30～17：00（各回共通） ※ご希望の講習日にチェック（✓）をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者名

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○事業者名

会 社 名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX（0877-44-3390）へご送信願います。

令和5年5月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

**令和5年度香川県トラックドライバー・コンテストの開催について
(出場選手募集)**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、トラックドライバーの関係法令や車両構造の専門的な知識、運転技能を競い合う標記コンテストを次のとおり開催することといたしました。

つきましては、参加をご希望される事業者は競技内容及び参加資格をご確認の上、お申し込みください。

敬具

記

1. 実施日 令和5年6月25日(日)9:00 開会(受付8:30から)
※雨天決行。なお、台風等実施が困難と予測される場合は、
7月2日(日)に延期いたします。
2. 会 場 高松自動車学校(高松市上天神町646番地)
3. 競技内容 学科(交通法規・構造・運転常識)
実科(日常点検・運転技能)
※実科競技のうち日常点検は、競技当日に示す指定点検項目について点検動作の審査を行います。

4. 参加資格 次の内容を必ずご確認のうえお申し込みください。
- ①会員事業所の在籍従業員であって、推薦時において過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ過去1年間無事故無違反であること。
- ②全国大会で優勝した者、総務庁長官賞又は内閣官房長官賞の受賞者及び各部門を通じて全国大会に2回出場していないこと。
(但し、平成12年度以前にトレーラ又は女性部門に出場した回数はこれに含めない。)
5. 注意事項 無資格の方、参加申込日から大会当日までの間に事故を起こされた方及び違反を犯された方の入賞については取り消しとなります。
6. 申込方法 令和5年5月22日(月)までに別紙申込書類をファックスにてお送りください。
送信先FAX番号 087-821-4974
7. その他 参加資格を審査するため、事務局にて運転経歴証明書の申請を行います。後日、運転記録証明書交付申請書を送付いたしますので、必要事項を記載し、本人の承諾を得た上でご返信ください。
- トレーラ部門の参加者が少数の場合の実科競技は大型車(10t車)を使用します。
8. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会(担当 吉原)
電話番号 087-851-6381 FAX番号 087-821-4974

令和5年度 香川県トラックドライバー・コンテスト申込書

一般社団法人 香川県トラック協会長 殿

当社は、当社在籍である次の者を貴会主催コンテストに申し込みいたします。

(事業者名等を記載ください。)

会社名・営業所名	
(申込担当者)	
電話番号 FAX番号	(電 話) (FAX)

(出場を希望される方について記載ください。)

1	ふりがな 氏 名	
	生年月日	西暦 年 月 日 / 性別 男・女
	出場希望部門 (○印を記載ください)	・ 4 トン部門 ・ 1 1 トン部門 ・ トレーラ部門 女性部門のみ ・ 2 トン部門 ・ 4 トン部門 ・ 1 1 トン部門 ・ トレーラ部門
2	ふりがな 氏 名	
	生年月日	西暦 年 月 日 / 性別 男・女
	出場希望部門 (○印を記載ください)	・ 4 トン部門 ・ 1 1 トン部門 ・ トレーラ部門 女性部門のみ ・ 2 トン部門 ・ 4 トン部門 ・ 1 1 トン部門 ・ トレーラ部門

令和5年5月1日

会 員 各 位

陸運労災防止協会香川県支部
支部長 楠 木 寿 嗣

第30回香川県フォークリフト運転競技大会の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部の事業活動に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当支部は遵法精神と安全意識の高揚及びフォークリフト運転の知識と技術の向上を図り、もって職場における安全作業の確立と労働災害防止活動の推進に資するため、標記大会を下記のとおり実施することといたしました。

つきましては、貴社のフォークリフト運転業務従事者から選抜を頂き、本大会への参加方につきまして、格段のご配慮を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和5年6月17日（土）9：00～13：00
（参加者多数の場合は終日）
2. 会 場 (株)タクテック 高松市香西南町277-1
3. 部 門 一般の部・女性の部
4. 種 目 学科競技・点検競技・運転競技
5. 参加資格
①当支部会員事業場の従業員であること。
②フォークリフト運転技能講習終了後、1年以上経過していること。
6. 参加費 無 料
7. 締 切 令和5年5月17日（水）
8. そ の 他 優勝者は、愛知県で開催される全国大会へ香川県代表として推薦いたします。また、参加者には記念品を贈呈いたします。

第30回フォークリフト運転競技香川県大会出場申込書

大会会長 殿

住 所

会 社 名 ⑩

代 表 者 名 _____

担 当 者 _____

電 話 () _____

表記大会の参加選手を下記のとおり申し込みます。

記

ふ り が な	
選 手 名	
年 齢	年 月 日 生 (才)
現 住 所	
フォークリフト 運転業務従事歴	通算 年 ヶ月

修 了 証 番 号	第 号
取 得 年 月 日	年 月 日
交 付 機 関 名	

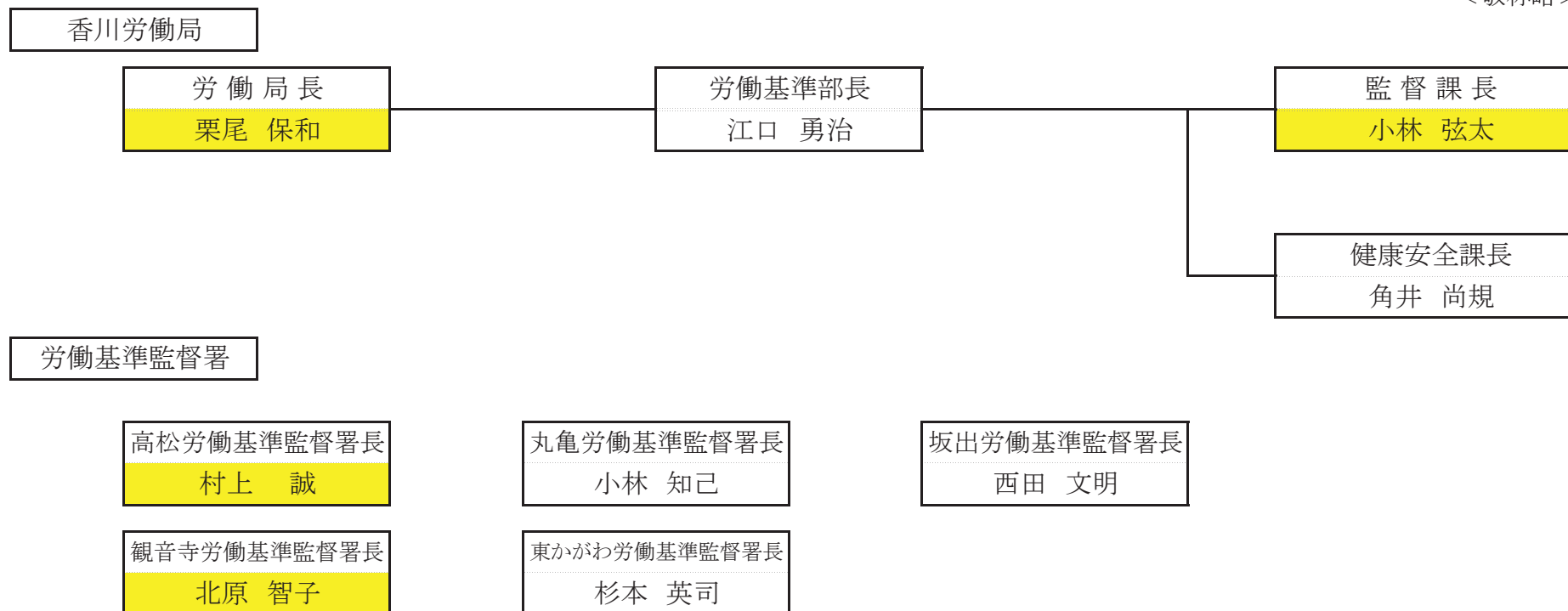
(注) 出場選手の所有するフォークリフト運転技能講習修了証の写しを必ず添付して下さい。

令和5年4月1日付 四国運輸局人事異動（香川県関係職のみ）

新	職 名	旧
石 原 典 雄	四国運輸局長	吉 元 博 文
折 村 俊 幸	総務部安全防災・危機管理調整官	森 睦 義
松 本 幸 三	交通政策部次長	近 藤 浩 志
目 戸 孝 憲	交通政策部環境・物流課長	松 本 幸 三
石 丸 永 志	自動車交通部次長	廣 田 敦
真 鍋 裕 之	自動車技術安全部保安・環境調整官	遠 藤 進
漆 原 康 富	香川運輸支局長	水 野 実 也
淵 田 竜 輔	香川運輸支局首席運輸企画専門官	天 羽 和 彦

令和5年4月1日付・人事異動

<敬称略>



香川労働局・労働基準監督署

新	氏 名	旧
香川労働局長	栗尾 保和	労働基準局 労災管理課主任中央労災補償監察官
香川労働局労働基準部監督課長	小林 弦太	長野労働局 労働基準部健康安全課長
高松労働基準監督署長	村上 誠	香川労働局 総務部総務課長
観音寺労働基準監督署長	北原 智子	高松労働基準監督署安全衛生課長

「ゴミは持ち帰ろう！」キャンペーン

5月は『**トラック運送業界の美化月間**』です。

全日本トラック協会と都道府県トラック協会では、5月を「トラック運送業界の美化月間」とし、ゴミの不法投棄(ポイ捨て)対策として「**ゴミは持ち帰ろう！**」キャンペーンを実施します。

各事業所においては、終業点呼の際にドライバーにひと声かけて、車内ゴミの不法投棄(ポイ捨て)防止に取り組みましょう。

終業点呼時にひと声かけましょう！

車内の ゴミは
持ち帰りましたか？



(公社)全日本トラック協会
「ゴミのポイ捨て対策」ウェブサイト



(公社) 全日本トラック協会／(一社) 香川県トラック協会

令和 5 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和 5 年 3 月 3 日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業 4 日以上死傷者 805 人、うち死亡者は 28 人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業 172 件、製造業 144 件となっており、全体の約 4 割がこれら 2 つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知することなど、重点的な対策の徹底を図る。

2 期間

令和 5 年 5 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

なお、令和 5 年 4 月を準備期間とし、令和 5 年 7 月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

- 4 協賛
公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会
- 5 後援（予定）
関係省庁
- 6 主唱者及び協賛者等による連携
各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施
- 7 主唱者の実施事項
 - （1）厚生労働省の実施事項
 - ア 熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布
 - イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
 - （ア）災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介
 - （イ）熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内
 - ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進
 - エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
 - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
 - （2）各労働災害防止協会等の実施事項
 - ア 会員事業場等への周知啓発
 - イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助
 - ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
 - エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
 - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- 8 協賛者の実施事項
 - （1）有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進
 - （2）その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- 9 各事業場における重点実施事項
期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。
 - （1）準備期間中
 - 暑さ指数（WBGT）の把握の準備（10 の（1）のア）
 - 作業計画の策定等（10 の（1）のイ）
 - 緊急時の対応の事前確認等（10 の（1）のク）

(2) キャンペーン期間中

暑さ指数(WBGT)の把握と評価(10の(2)のア及びイ)

作業環境管理(10の(2)のウ)

作業管理(10の(2)のエ)

健康管理(10の(2)のオ)

異常時の措置(10の(2)のキ)

(3) 重点取組期間中

作業環境管理(10の(3)のア)

作業管理(10の(3)のイ)

異常時の措置(10の(3)のオ)

10 各事業場における詳細な実施事項

(1) 準備期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数(WBGT)の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数(WBGT)が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等を考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数(WBGT)に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値(別紙表1)を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項を含める必要がある。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した計画を策定すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応につい

ても検討する。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数（WBGT）の補正（別紙表２）の必要性を考慮すること。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表３及び別紙表４に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツ、「職場における熱中症予防対策マニュアル」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、（１）から（３）までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、（２）のクに掲げる業務について教育を行う。

ク 緊急時の対応の事前確認等

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

（２）キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握

暑さ指数（WBGT）の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考

値は、実測した暑さ指数（WBGT）よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ 暑さ指数（WBGT）の評価

実測した暑さ指数（WBGT）（必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの）は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数（WBGT）の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

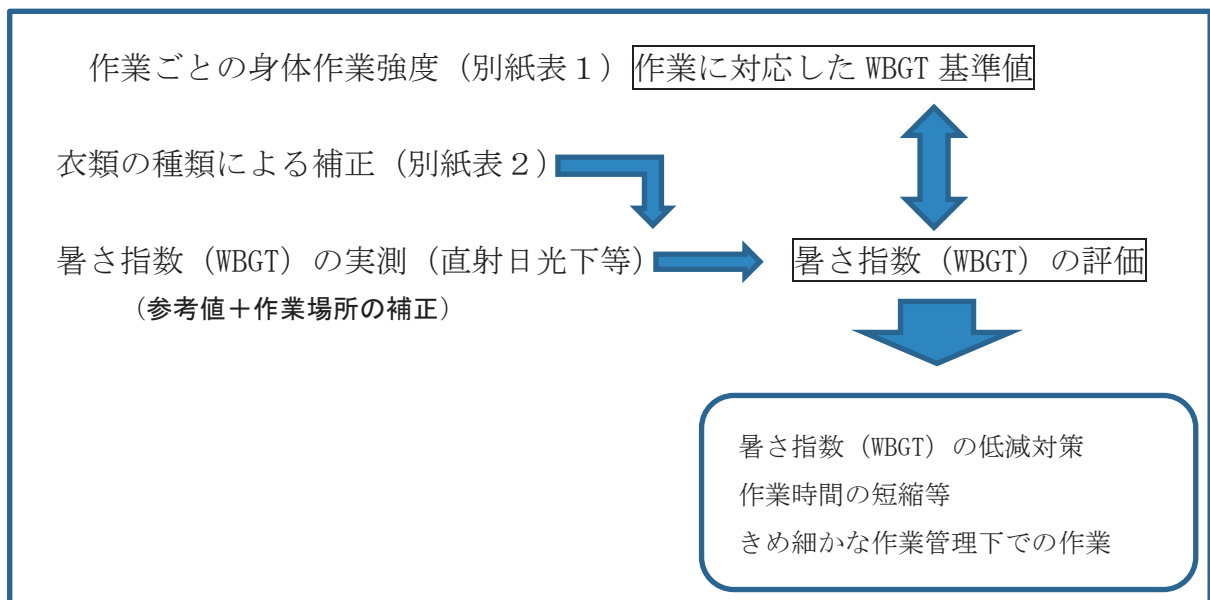


図 暑さ指数（WBGT）の評価と評価結果に基づく措置

ウ 作業環境管理

（ア）暑さ指数（WBGT）の低減等

（１）のウで検討した暑さ指数（WBGT）の低減対策を行う。

（イ）休憩場所の整備等

（１）のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりに

しないことや連絡手段を明示する等に留意する。

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

(1) のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定した暑さ指数 (WBGT) が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、(1) のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。

(イ) 暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7 日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないように、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると 4 日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

熱に順化している状態		夏休み(4日間)				順化の喪失
		1	2	3	4	

暑熱順化ができていない場合には、特に (2) のエの (ア) に留意の上、作業を行う。

(ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意する。

(エ) 服装等

(1) のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

(オ) プレクーリング

暑さ指数 (WBGT) が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前あらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行

われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）などを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

オ 健康管理

（ア）健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

（イ）日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

（ウ）労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

（エ）作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

カ 労働衛生教育

（１）のカの教育研修については、期間中においても、適切な機会をとらえて実施する。特に別紙表４に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行

ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

(ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值の有無を確認すること。

(イ) ウの (ア) の暑さ指数 (WBGT) の低減対策の実施状況を確認すること。

(ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認すること。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行うこと。

(エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認すること。

(オ) 作業場所の暑さ指数 (WBGT) の把握と結果の評価を行うこと。

評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。

(カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。

(キ) 退勤後に体調が悪化するについて注意喚起すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

(2) のウの (ア) の暑さ指数 (WBGT) の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数 (WBGT) の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数 (WBGT) に応じた作業の中断等を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

(2) のキの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認

しておく。異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

別紙

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業〔くぎ（釘）打ち、盛土〕；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注 3（参考）休憩時間の目安※：暑熱順化した作業員において、WBGT 基準値～1℃程度超過しているときには 1 時間当たり 15 分以上の休憩、2℃程度超過しているときには 30 分以上の休憩、3℃程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

※身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

表 2 衣類の組合せにより暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)

組合せ	コメント	暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる不織布である。

注記 3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状	30分
(2)	熱中症の予防方法*	・ 暑さ指数（WBGT）（意味、WBGT 基準値に基づく評価） ・ 作業環境管理（暑さ指数（WBGT）の低減、休憩場所の整備等） ・ 作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・ 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等） ・ 労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・ 熱中症予防対策事例	150分
(3)	緊急時の救急処置	・ 緊急連絡網の作成及び周知 ・ 緊急時の救急措置	15分
(4)	熱中症の事例	・ 熱中症の災害事例	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	・ 暑さ指数（WBGT）の意味 ・ 現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	・ 緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	・ 熱中症の災害事例

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
香川県支部長 殿

香 川 労 働 局 長
(公印省略)

職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について

労働行政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ウイルス性肝炎は、国内最大級の感染症と言われており、これに対する対策を総合的に推進するため、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）に基づき、肝炎対策基本指針（平成28年厚生労働省告示第278号。以下「指針」という。）（別紙）が定められています。本指針は、5年ごとに見直しが行われており、令和4年3月7日に見直しがされました。

ウイルス性肝炎につきましては、肝炎ウイルスに感染しているものの、肝炎の自覚のない者が多数存在すると推定されていること、感染経路等や治療に対する国民の理解が十分でないこと、一部において、肝炎の患者・感染者に対する不当な差別が存在すること等の問題が指摘されています。

また、従来は、副作用が多く、注射での投与が必要なインターフェロン治療が肝炎の主な治療でしたが、現在では、副作用が少なく、内服で肝炎ウイルスを抑制、排除できる治療が主流となりました。心身などへの負担がより少ない治療が可能となったことにより、肝炎患者等が、働きながら治療を受けられる環境の整備（治療と仕事の両立支援）や、肝硬変・肝がんになる前の肝炎の段階での早期発見・早期治療に向けたより一層の普及啓発を行うことがさらに重要となっております。

労働者の中には、肝炎ウイルス感染に対する自覚のない方や、感染に気づいていても、早期の治療をためらう方がいると考えられることから、肝炎の患者・感染者が早期に感染を自覚し、早期に治療を受けられる環境を作るためには、事業者及び保険者の皆様の御理解、御協力が不可欠です。

つきましては、下記の事項について改めて御理解をいただき、貴団体所属事業場等関係者への周知方、御協力をお願いいたします。

また、労働者の皆様に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の際には、別添のリーフレ

ットを御活用いただきますようお願いいたします。

記

- 1 労働者に対して、肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知し、検査の受診を呼びかけること。
- 2 労働者が肝炎ウイルス検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点から特段の配慮をすること。
- 3 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。
- 4 労働者が肝炎の治療と仕事の両立が行えるよう、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を踏まえ、通院に対する休暇の付与等、特段の配慮をすること。
- 5 職場や採用選考時において、肝炎の患者・感染者が差別を受けることのないよう、正しい知識の普及を図ること。

別紙：関係法令

○肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）抄

（医療保険者の責務）

第5条 医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及、肝炎検査に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

（肝炎対策基本指針の策定等）

第9条 厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（以下「肝炎対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

○肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成28年厚生労働省告示第278号）抄

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

（2） 肝炎ウイルス検査の更なる促進

肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一概に判断することは困難であることから、全ての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられる。特に、肝炎ウイルス検査の未受検者が、自らの健康や生命に関わる問題であることを認識し、できる限り早期に受検するとともに、その結果を認識し、検査結果に応じた受診等の行動につながるようにすることが重要である。その実現に向けては、肝炎ウイルス検査の受検の必要性について、広く国民に普及啓発を行うと同時に、年齢等に焦点を絞って普及啓発を行うことも重要である。

このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して受検の勧奨及び普及啓発を行うことが必要であるが、引き続き、地方公共団体等による検査以外に職域において検査を受けられる機会を確保する等の取組を進めるとともに、検査結果が陽性である者に対して、C型肝炎は高い確率でウイルス排除が可能であること、B型肝炎もウイルス抑制が可能であることの理解を促進しつつ、早期受診のメリット等の説明をする等、適切な受診を促進するためのフォローアップ体制の整備に重点的に取り組んでいくことが必要である。

また、従来は、肝炎患者等は治療と就労の両立が困難であったが、医療の進歩により心身などへの負担がより少ない治療が可能となったため、治療と就労の両立に向けたより一層の普及啓発を行うことが重要である。

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

（2） 今後取組が必要な事項について

ウ 国及び地方公共団体は、相互に協力して、特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。あわせて、肝炎ウイルス検査の受検について、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者を通じ、職域において受検勧奨が行われるような取組を図る。

エ 国は、多様な検査機会の確保の観点から、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づき行われる健康診査等及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき行われる健康診断時に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、地方公共団体や拠点病院等と連携し、研究班の成果等も踏まえ、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組む。また、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。

第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

（1）今後の取組の方針について

（中略）

また、都道府県は、その区域内の市区町村と適切な情報交換を行うとともに、医療機関及び保険者等の地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の協力を得ながら、肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診につなげる必要がある。

あわせて、国は、都道府県と市区町村間のフォローアップ事業における情報共有の実態を調査しつつ、その好事例を展開する等の施策を検討するとともに、精密検査の受診率の把握にも取り組む必要がある。受検、受診、受療及びフォローアップの全体的な状況について、網羅的なデータを把握することは困難ではあるものの、都道府県や市区町村との連携を深め、引き続き把握に取り組む。

さらに、これらの取組については、居住する地域にかかわらず適切な肝炎医療を等しく受けることができる肝疾患診療体制の確保を目指し、都道府県の実情に応じて推進する必要がある。また、その実施状況を把握し、効果的であるか適宜検証するとともに、必要に応じて情報交換を行いながら実施する必要がある。

また、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことや、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を踏まえ、肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業主、職域において健康管理に携わる者及び労働組合をはじめとした幅広い関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要がある。また、就労支援に関する取組について、肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業の成果も活かしつつ、その推進を図る必要がある。

(中略)

(2) 今後取り組みが必要な事項について

オ 国は、肝炎情報センターと連携して、地域や職域において健康管理に携わる者が肝炎患者等に対して提供するために必要な情報を取りまとめるとともに、地方公共団体、拠点病院等が、こうした情報を医療保険者、事業主等へ提供できるよう、技術的支援等を行う。あわせて、国は、健康管理に携わる者を通して、肝炎患者等に対し適切な情報提供が図られるような取組を推進する。

ク 国は、肝炎への理解を図るための知識や取組事例等を踏まえた肝炎患者等に対する望ましい配慮のあり方について、事業主等に対して分かりやすく啓発するための検討を引き続き行う。国は、その成果を活用し、地方公共団体及び拠点病院とも連携しながら、事業主等へ普及啓発を行う。

ケ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。

加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力を受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。

第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

(中略)

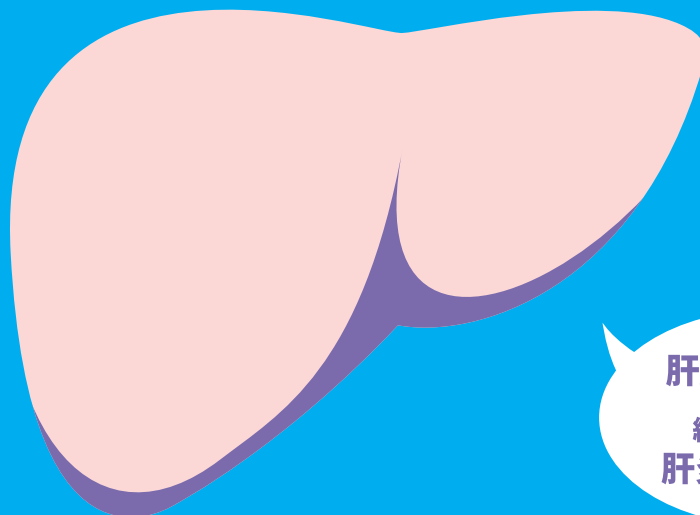
また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等の人権を守るため、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとした全ての国民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要がある。

その際、「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成23年4月1日閣議決定)において、「感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである」とされていることにも十分配慮するものとする。

(2) 今後取組が必要な事項について

- ア 国、地方公共団体等は、毎年七月の世界肝炎デー、日本肝炎デー及び肝臓週間において、肝炎に関する集中的な普及啓発を行う等の取組を行う。あわせて、国及び地方公共団体が連携し、医療関係者、関係学会、事業主、肝炎患者等その他の関係者の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行う。
- オ 国及び地方公共団体は、肝炎患者等への受診勧奨を行うため、必要に応じて肝炎情報センター、拠点病院等と連携し、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、誰もが肝炎ウイルスに感染する可能性があることや肝炎検査と早期の受診・受療の必要性等、肝炎患者等に対する偏見や差別が存在すること等の観点も含め、肝炎についての基本的な理解を得られるように取組を行う。
- カ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。
- 加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力も受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。
- ケ 国は、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。

ウイルスが体内にいるのか、いないのか、
知らないままでいいですか？



肝がんの原因の
約**70%**は
肝炎ウイルスです

一生に一度は
肝炎ウイルス検査で

が ん 予 防

希望すれば、会社の健診と一緒に受けられる場合があります。検査当日することは、いつもと同じ血液採取です。

**C型肝炎ウイルスは、
飲み薬で排除できます。**

効果は**95%**以上



仕事を休む必要はありません。

最短2か月でC型肝炎ウイルスを排除できます。
副作用はほとんどありません。B型肝炎ウイルス
も飲み薬でコントロール可能です。

✓ **この項目をチェック！**

過去の会社の健診ですでに肝炎ウイルス検査をして
いることもあります。結果表をお持ちの方は右の
項目をご確認ください。(+)は肝炎ウイルス陽性です。

HBs抗原 (+) -

HCV抗体 (+) -



厚生労働科学研究費 肝炎等克服政策研究事業

「新たな手法を用いた肝炎ウイルス検査受検率・陽性者受診率の向上に資する研究班」



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- HBs抗原(+) - : B型肝炎ウイルスに感染している
- HCV抗体(+) - : C型肝炎ウイルスに感染したことがある

どちらか陽性(+)なら

肝臓専門医がいる病院を検索

肝炎医療ナビゲーションシステム「肝ナビ」で
肝臓病の専門医療
機関を検索できます。

肝ナビ



まず、精密検査で肝臓の現在の状況を調べましょう。

□ ウイルス量検査 (採血自体は1~2分)

血液中の肝炎ウイルス量や
型を調べます。



※初回精密検査は費用助成があります。各自治体にご相談下さい。

□ 超音波検査 (検査時間：約20分)

超音波で肝臓の状態を
調べます。



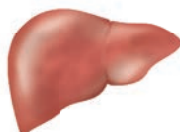
肝機能の数値が基準内でも、肝炎が進行してるかもしれません。

肝臓は「沈黙の臓器」と呼ばれ、肝炎が進行していても自覚症状がないことが珍しくありません。
また、高齢になると病状の進行が早くなります。

肝炎ウイルスから
発症する病気



健康な肝臓



慢性肝炎



肝硬変



肝がん

場合によっては、慢性肝炎から突然肝がんを発症することもあります。

- HBs抗原+ (-) : B型肝炎ウイルスに感染していない
- HCV抗体+ (-) : C型肝炎ウイルスに感染したことがない

どちらも陰性(-)なら

今後、肝炎ウイルス検査を受ける必要はありません。

ご希望の方には陰性証明カードを差し上げます。
診察を受ける際にこれを提示すれば、検査の重複を避けられます。

肝炎ウイルス検査の結果は、**陰性**です。



年	月	日	確認済
HBs 抗原 (+)		HCV 抗体 (+)	
氏名			
施設名			
確認者名			

病院・歯科医院で診察や検査を受ける際は、このカードをお見せください。

(表)

今の日常生活で
感染することはまずないので、
肝炎ウイルス検査は必要ありません。

感染についてのご相談は
肝疾患診療連携拠点病院
相談センターへ



肝炎検査・治療サポート情報は
肝炎情報センター



カードについての
お問い合わせは
健診医機関
またはこちらまで

(裏)

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より E メールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A X にてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川

検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 087-851-6251



テキストの予約販売を開始します！

労働安全衛生規則が改正され、令和6年2月1日から、テールゲートリフターを使用した荷を積み卸す作業は、特別教育を終了した作業員でなければ行なうことができなくなります。これまでの間に特別教育を実施しておくことが必要です。

陸災防では、特別教育用テキスト「テールゲートリフター作業員必携」の予約販売を開始します（4月10日から5月31日まで）。予約受付期間中は特別価格にて販売いたしますのでお早めにご利用ください。ご予約分は6月1日から順次発送いたします。

なお、陸災防会員は会員特別価格にて販売（所属支部へのお申込みの場合のみ）いたします。（支部のご案内）

テールゲートリフター作業員必携 ～テールゲートリフター特別教育用テキスト～

6月1日販売開始予定

定価：990円(税込)

予約受付期間：4月10日～5月31日

会員予約特別価格：890円(税込)

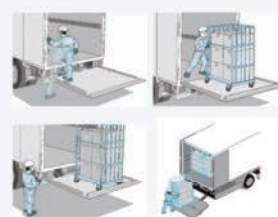
非会員予約特別価格：940円(税込)

※送料は別途ご負担いただきます。

（陸災防会員は、支部へのお申込みの場合のみ会員
予約特別価格でご購入いただけます）

裏面の予約申込書に必要事項をご記入の上、お申込みください。

テールゲートリフター作業員必携
～テールゲートリフター特別教育用テキスト～

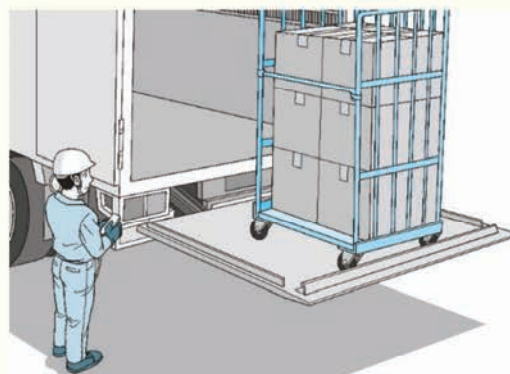


陸上貨物運送事業労働災害防止協会

表紙イメージ

本テキストは、労働安全衛生総合研究所研究員、主要メーカー3社の技術者、陸災防安全管理士等の専門家が執筆し、全日本トラック協会並びに日本自動車車体工業会のご協力のもと作成したものです。また、テキストに準じた動画教材の販売を7月に予定しております。

**ご予約は、陸災防会員は支部へ、
非会員は本部へお申込みください**



テールゲートリフター作業者必携 予約申込書

受注番号	No.	申込年月日	令和 年 月 日（ 曜日）		
申込者名 （会社名または個人様名）					
担当者氏名					
住 所	〒 -				
電 話 番 号		F A X 番 号			
品 名				数 量	
テールゲートリフター作業者必携 （テールゲートリフター特別教育用テキスト）					
備 考 欄 （送付先等が異なる場合等の要望をご記入ください）					
処 理 欄					
受 付 年 月 日	令和 年 月 日				
会員について	会員 ・ 非会員	受付者氏名		確認者氏名	

- 〔注〕 ① **太線枠内**をご記入ください。
- ② 電話番号もお忘れなくご記入ください。
- ③ 図書は6月1日以降のお届けとなります。
- ④ お支払い方法は、後払いとなります。なお別途送料がかかります。請求書を図書と同梱します。
- ⑤ 図書の到着後、品名と数量をご確認ください。

会員名簿の変更等について

令和5年5月1日

当協会発行の会員名簿(令和4年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会 社 名 他	変 更 内 容
2	香川陸運 有限会社	【 退 会 】
7	ケイズ運輸 有限会社	【 退 会 】
10	有限会社 山本建材	【 代表者 】 山 本 耕 治
17	株式会社 日の出運輸山陽 香川支店	【事業者名】 株式会社 日之出運輸 香川支店
21	有限会社 ジャパン開発	【 代表者 】 濱 井 大

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。

令和4年度事業報告書等の提出

- ①事業報告書
- ②正味財産増減計算書（統括表）
- ③貸借対照表（統括表）
- ④公益目的支出計画実施報告書（抜粋）
- ⑤監査報告書

一般社団法人香川県トラック協会

令和 4 年度事業報告（案）

一般社団法人香川県トラック協会

I. 事業概要

令和 4 年度の我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増している。

また、我が業界においては、コロナ禍が長引くなかでも、通販需要の拡大や経済活動の再開に伴い輸送量は回復基調となっていたが、円安と原油高による燃料価格高騰によるが最大のコストアップ要因となり事業の存続が危機的状況に追い込まれた。さらに、少子高齢化による人口構造の変化でドライバー不足は引き続き深刻である。加えて、令和 5 年 4 月より改正される改善基準告示の影響により、働き方の見直しが急務となっている。

こうした状況の中、香川県トラック協会では、緊急物資備蓄や緊急時連絡設備の整備などの緊急物資輸送体制整備事業、巡回指導や「2024 年問題」に対応したセミナーの開催などの適正化事業、各種乗務員講習会や交通安全啓発、安全装置等の導入促進などの交通安全対策事業、低公害車導入促進などの環境対策事業、健康診断受診助成や免許取得促進などの経営改善対策事業、燃料価格高騰による業界の苦境を訴える新聞広告掲載などの広報・サービス改善事業を推進してきた。また、全日本トラック協会と連携し、自動車関係諸税の簡素化・軽減化、高速道路料金の引下げ等を要望してきた。

II. 期末の現況（令和 5 年 3 月 31 日）

1. 会員総数 607 会員（期中 入会数 9 社 退会数 10 社）
2. 保有車両数 12,959 両（前年度保有車両数 13,018 両）
3. 役員数 理事 31 名 監事 3 名
4. 委員会、支部等の組織
 - ①常設委員会（7 委員会）
総務委員会、適正化事業委員会、交通対策委員会、環境対策委員会、
経営改善委員会、災害対策委員会、交付金地方運営委員会
 - ②支部（9 支部）
高松第 1 支部、高松第 2 支部、高松第 3 支部、高松第 4 支部、坂出支部、
仲多度支部、三豊支部、大川支部、小豆島支部
 - ③部会（7 部会）
セメント部会、ダンプ部会、重量部会、特別積合部会、引越部会、
タンクトラック部会、女性部会
 - ④協議会（1 協議会）
青年協議会

Ⅲ. 総会・理事会の開催状況

開 催 日	内 容
令和4年6月7日（火）	第49回通常総会（於：ホテルパールガーデン） 1. 定款変更（案）承認の件 2. 令和3年度事業報告及び同収支決算（貸借対照表及び正味財産増減計算書）承認の件 3. 令和4年度事業計画及び同収支予算報告の件 4. 理事選任承認の件
令和4年4月26日（火）	第1回理事会（於：香川県トラック総合会館） 1. 新入会員承認の件 2. 定款変更（案）承認の件 3. 理事選任承認の件 4. 委員選任承認の件 5. 令和3年度事業報告（案）、同収支決算（案）及び公益目的支出計画実施報告書承認の件 6. 令和4年度収支予算の一部変更承認の件 7. 運輸政策研究会等総会に提出する議案承認の件 8. 第45回近代化基金融資申込公募要領（案）承認の件 9. 職務執行状況報告の件
令和4年8月23日（火）	第2回理事会（於：香川県トラック総合会館） 1. 新入会員承認の件 2. 第45回近代化基金融資推薦承認の件
令和4年12月5日（月）	第3回理事会（於：香川県トラック総合会館） 1. 顧問選任の件 2. 新入会員承認の件 3. 第45回近代化基金融資推薦承認の件 4. 職務執行状況報告の件
令和5年3月9日（木）	第4回理事会（於：香川県トラック総合会館） 1. 令和5年度事業計画（案）承認の件 2. 令和5年度収支予算（案）承認の件 3. 令和4年度交付金事業計画及び資金計画補正承認の件 4. 第50回通常総会開催（案）承認の件 5. 常務理事の選任（案）承認の件

IV. 事業活動

1. 緊急物資輸送体制整備事業

- (1) 国や県が実施した防災訓練や演習に積極的に参画し、緊急輸送要請に迅速に対応できるよう輸送体制と情報連絡体制の整備を図った。

【自治体との協定】1件

対応日	協定名	内 容
令和4年10月28日（金）	家畜伝染病発生時における防疫対策業務の実施に関する協定	香川県との鳥インフルエンザ等の防疫対策に関する協定

【訓練実績一覧】3件

開催日	訓練名	内 容
令和4年9月29日（木）	支援物資物流訓練 （会場：サンメッセ香川他）	県庁職員への輸送スキル向上のための訓練
10月23日（日）	香川県総合防災訓練 （会場：香川県消防学校）	香川県と市町との合同訓練
12月14日（水） ～ 15日（木）	大容量泡放射システム搬送訓練 （会場：岡山県倉敷市）	コンビナート火災に対応するための訓練

【緊急輸送実績一覧】1件

対応日	災害名	内 容
令和5年1月11日（水）	鳥インフルエンザ	防疫資機材輸送（2両）

【緊急輸送強化を目的とした会議等実績一覧】2件

開催日	会議名	内 容
令和4年10月14日（金）	災害に強い物流システム構築に関する担当者連絡会（Web）	四国運輸局が主催する会議
11月8日（火） ～9日（水）	災害物流専門家研修 （会場：香川県トラック総合会館）	全ト協と共催し、災害物流の専門家としての知識の習得

【その他】2件

実施日	事業名	内 容
令和 4 年 7 月 4 日（月）	緊急物資輸送に伴う車両の調査	輸送依頼があった際の要請先の調査
令和 4 年 11 月 2 日（水）	香川県シェイクアウト（県民一斉地震防災行動訓練）	防災意識向上を目指した県内一斉に行う避難訓練

（２）香川県や他県トラック協会と災害への対策に向けての情報交換を目的とした会合の開催を計画したが新型コロナウイルス感染拡大のため開催できなかった。

（３）災害に備え、水や食料等防災用品を計画的に備蓄した。

香ト協保有備蓄品（令和 4 年度購入分まで）

品目	保存水	米飯	缶入りパン	カロリーメイト
数量	2,016 本	3,290 食	1,080 食	2,000 個
品目	野菜ジュース	毛布	歯ブラシ	車載防災品
数量	300 本	280 枚	600 本	40 式
品目	圧縮タオル	ヘッドライト	トイレット ペーパー	生理用品類
数量	800 枚	20 個	72 個	100 パック
品目	消毒液	簡易トイレ		
数量	12 本	3,900 個		

消費期限間近の保有備蓄品の処分実績について

実施日	処分内容	備考
令和 4 年 4 月 18 日	(寄贈) レディースセット 80 個	(寄贈先) 特定非営利活動法人 フードバンク香川
	(寄贈) 毛布 60 枚	
令和 4 年 12 月 22 日	(寄贈) アルファ米 500 個	
	(寄贈) 缶入りパン	
	(寄贈) レディースセット 154 個	
	(寄贈) 消毒液 20 個	
令和 5 年 1 月 10 日	(寄贈) 毛布 80 枚	

（４）巨大地震等に備え、会員事業者に向けた防災意識向上を目指した啓発行事を行おうとしたが新型コロナウイルス感染拡大のため開催できなかった。

2. 貨物自動車運送適正化事業

- (1) 事業所への巡回指導に際しては、運輸支局との連携を図り厳正・公平を基本とし、重点指導項目を中心に徹底した指導に努め、各事業所の適正な運営を推進した。また、運輸支局長からの要請に基づく乗務時間等告示違反事業所に対する特別な指導した。

①巡回指導事業所件数（134件）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
指導数	10	14	8	8	7	21	24	12	5	10	9	6	134

②主な指導内容

順位	指導事項	指導件数	(否)数	(否)率 (%)
1	特定運転者に対する特別な指導	93	35	37.6
2	運輸安全マネジメントの実施	127	36	28.3
3	点呼の実施、記録、保存	134	35	26.1
4	定期点検の実施、記録、保存	127	32	25.2
5	乗務員に対する指導監督	127	31	24.4

- (2) 適正化事業の効果的推進を図ったため、適正化事業委員会及び適正化事業実施機関評議委員会を開催したとともに関係機関・団体と連携を図った。

第1回適正化事業委員会	11月書面
第2回適正化事業委員会	2月28日
適正化事業実施機関評議委員会	3月23日

- (3) 全国適正化指導員研修及び各種研修会に指導員を派遣し指導員の資質向上を図った。

①全国適正化指導員研修

安全性評価事業に係る事前説明会	4月6日（Web併用）	4名
初級研修	10月6,7日	1名
スキルアップ研修	3月24日	2名

②四国ブロック適正化事業指導員研修

小規模グループ研修	8月（中止）	0名
小規模グループ研修	1月	3名

- (4) 白トラ情報については、香川運輸支局等と連携し必要な措置を講じた。

白トラ情報は無かった。

パトロール件数 67日

- (5) 輸送の安全確保、輸送秩序の確立及び安全性評価事業（Gマーク）について、荷主等に対する啓発活動を推進する。また、Gマーク認定事業所の協力を得て、Gマークのラ

ッピングを施したトラックの走行を依頼し、業界外にも周知を図った。

①10月14日に、荷主団体（21団体）、荷主企業（702社）に「貨物自動車運送事業に係る輸送の安全確保及び輸送秩序の確立について」の文書を発送。

②Gマークのデザインを施したラッピングトラックを走行させた。

合計3台が走行中である。

（6）過積載防止対策強化月間（11月）に合わせ、関係機関と連携してドライバー等に過積載防止を呼びかける「過積載撲滅キャンペーン」に参加する。

金山トンネル東入口付近（坂出市）	11月8日
善通寺運転免許更新センター前	11月15日

（7）安全性優良事業所（Gマーク）認定促進に向けた説明会を開催したとともに認定のための助言を積極的に行った。

①5月11日に説明会を実施した。（57名）

令和4年度認定数

新規	初回更新	2回更新	3回更新	4回更新	5回更新	合計
13	12	9	13	22	8	77

※令和4年12月末の認定事業所数は、272事業所（204事業者）。

②平成26年度創設されたGマークに係る香川運輸支局長表彰（10年継続の

認定事業所）について、本年度は6事業所が表彰された。また、四国運輸局長表彰（11年以上継続の認定事業所）についても3事業所が表彰された。

（8）運輸安全マネジメントの普及促進を図ったため、事業所に対する巡回指導を通じ積極的に指導した。

調査件数 127件 指導件数 36件

（9）運行管理者試験の合格率向上を図ったため事前勉強会を開催した。

6月29日 44名 講師：城西自動車学校（松山）

1月24日 26名 講師：ヤマト・スタッフ・サプライ

（10）運送事業に関する苦情通報（電話・メール）に対しては、関係機関と連携し改善要請などの必要な措置を講じた。

受付件数 26件

危険運転 23件 その他 3件

（11）関係法令等の改正や業界が取り組むべき課題等については、広報誌等で周知するとともに説明会を開催した。

①「2024年問題セミナー」を開催 6月27日

11月24日

11月25日

②車輪脱落事故防止セミナーを開催 10月26日

③健康起因事故防止セミナーを開催 11月14日

(12) 行政との協議会等に参加し、その取組みに協力する。

①適正化事業推進連絡協議会香川県部会に7回参加した。

②過積載運転撲滅のため、香川県過積載防止対策協議会(10月13日)に参加するとともに、同協議会が主催する過積載運転防止キャンペーンに参加し啓発した。

(13) Gマーク認定事業者が、一般利用者や荷主に対してGマーク認定事業所であることをアピールするためのステッカーを登録車両数に応じて助成した。

助成件数	65件
------	-----

3. 交通安全対策事業

(1) 交通事故防止を広く啓発するため、NEXCO西日本の実施した交通安全キャンペーンに参加するとともに年末に交通安全街頭キャンペーンを実施した。

実施日	開催内容	開催場所
4月11日(月)	NEXCO西日本 「春の交通安全キャンペーン」	津田の松原SA
9月21日(水)	秋の全国交通安全運動出発式	県庁ピロティ
9月27日(火)	NEXCO西日本 「秋の交通安全キャンペーン」	豊浜SA
12月15日(木)	年末交通安全街頭キャンペーン	香川県下6ヶ所

(2) 香川県教育委員会と連携して、県下小学校を対象に交通安全に役立つ事故防止啓発グッズを寄贈した。

寄贈品	寄贈先
こども反射傘	香川県下小学校(84校)

(3) 「総合安全プラン2025」に基づき、「飲酒運転」根絶への取組のさらなる強化、「車輪脱落事故」の防止対策の推進を図った。

開催日	開催内容	参加者数
令和5年2月3日(金)	プラン2025目標達成セミナー	15名

- (4) 交通事故防止活動を効果的に推進するため、各種啓発活動を実施した。

実施期間	啓発事項	備考
3月下旬～4月末	春の交通安全黄色いカード (下敷等)	児童に下敷きの配布
4月1日(金)	春の交通安全運動啓発ポスター	全会員に配布
4月6日(水)～15日(金)	春の交通安全キャンペーン	RNCラジオ
8月22日(月)～9月10日(土)	交通事故防止・飲酒運転防止	RSKテレビ
9月21日(水)～30日(金)	秋の交通安全キャンペーン	RNCラジオ
12月内	飲酒運転撲滅啓発ポスター	全会員に配布
12月1日(木)～1月31日(火)	飲酒運転撲滅キャンペーン	FM香川

- (5) 運行の安全を確保するために必要な心構えや法令に基づいた運転に関して遵守すべき事項等、指導・監督指針に基づく乗務員講習を開催した。

一般講習 (4回開催)		ステップアップ講習 (3回開催)	
受講者数	77名	受講者数	57名

- (6) トラックドライバーの交通事故防止を啓発するため、安全運転講習会を各支部で開催した。

開催支部数	参加者数
4支部	510名

- (7) 特定の運転者（初任及び事故惹起運転者）に対する特別な指導を行い、運行の安全を確保するための知識や技能の習得を図り、運転行動の改善を促すため講習会を開催した。

初任運転者講習 (14回開催)		事故惹起運転者講習 (7回開催)	
受講者数	56名	受講者数	12名

- (8) 法令遵守・運転技能及び点検整備など運転者の技術向上を図ったため、香川県トラックドライバー・コンテストを開催した。

開催日	令和4年6月19日(日)
開催場所	高松自動車学校
出場者数	4トン部門3名、11トン部門5名、トレーラ部門4名

- (9) 県民総ぐるみで参加・実践型交通安全運動として実施される「歩行者ファーストかわがわ」への参加促進を図った。

募集期間	実施期間	申請チーム数
7月1日(金)～8月31日(水)	9月1日(木)～12月31日(土)	196 チーム

- (10) ドライバーの安全運転遂行に関する性格特性等を測定し、その結果に基づく助言と指導を事故防止に活用する適性診断の受診促進を図った。

受診者数			
	一般	初任	適齢
2,775 名	1,709 名	850 名	216 名

- (11) ドライバーの運転経歴を把握し、乗務員教育に活用するため、運転記録証明書の取得促進を図った。

証明書交付数
4,515 件

- (12) 運行管理者がその職務を遂行し、運行の安全に関して適切な措置が図れるよう運行管理者一般講習の受講促進を図った。

受講者数
671 名

- (13) 整備管理者がその職務を遂行し、運行の安全に関して適切な措置が図れるよう整備管理者選任後講習の受講促進を図った。

受講者数
432 名

- (14) 経営トップから現場の運転者まで、一丸となって安全性の向上を図り、企業全体に安全意識を浸透させるため運輸安全マネジメント認定セミナーの受講促進を図った。

開催日	開催内容	参加者数
令和5年1月27日(金)	陸運事業者のための安全マネジメント研修	19 名

- (15) 睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）の早期発見と適正な治療を推進するため、ＳＡＳスクリーニング検査の受診促進を図った。

受診者数
564 名

- (16) 健康起因事故防止対策を推進するため健康管理機器（血圧計）の導入促進を図った。

導入数
3 台

- (17) 交通事故防止を図ったために、安全装置（後方視野確認支援装置等）ならびにドライブレコーダーの導入促進を図った。

装置名		導入台数
安全装置		282 基
(内訳)	後方視野装置	263 基
	側方視野確認支援装置	18 基
	アルコールインターロック装置	0 基
	I T 点呼時アルコールチェッカー	1 基
ドライブレコーダー		582 基

4. 環境対策事業

- (1) 児童の交通安全と省エネ・環境保全意識啓蒙のため、小学校を対象に「交通安全・省エネトラック授業」を開催した。

開催校数	参加児童数
6 校	804 名

- (2) 地球温暖化対策の一環として、森林保護育成を図ったことで、地球温暖化の大きな要因となるＣＯ２の削減に寄与することを目指し「トラックの森」事業を行う。

1. 実施場所 綾歌郡綾川町滝宮字藤尾 2927-1
2. 面積 0.41ha
3. 所有者 綾川町滝宮財産区
4. 管理者 香川西部森林組合
5. 植樹 平成 28 年度～平成 30 年度コナラ 805 本
全ト協コナラ 60 本サクラ 3 本
6. 計画下草刈り 6 月 20 日(月)、9 月 9 日(金)実施

- (3) 全ト協と連携して、エコドライブの徹底に向けたアイドリングストップ支援機器の普及促進を図った。

装置名	導入台数
蓄熱マット	5 基
蓄冷式クーラー等	5 基
エアヒータ	8 基
バッテリー式冷房装置	8 基

- (4) 環境保全活動を自主的かつ継続的に推進するため、「グリーン経営」認証に関する取得促進を図ったとともに、環境認証制度「グリーン経営」、「ISO14001」等の取得促進を行う。

取得数		
	新規	更新
9 件	0 件	9 件

- (5) 2050年のカーボンニュートラルに向けた国の施策を受けて、CO²を始めとする温室効果ガスの削減や燃料改善による輸送コストの抑制のため、地球環境にやさしい環境対応車及びポスト新長期適合車の導入促進を行う。

導入車両数			
	CNG車	HV車	ポスト新長期
249 両	0 両	5 両	244 両

- (6) 安定的な物流経路を確保し海陸交通ネットワークを維持し、また、環境負荷の低減効果があるモーダルシフトへの取り組みを図ったため、フェリーの利用促進を行う。

利用台数
29,311 両

5. 広報・サービス改善事業

- (1) 機関紙「香川ニュー物流」を月1回発行、ホームページ「情報提供」を月1回更新し、関係法令の改正や交通安全啓発、協会の開催した講習会やセミナー等の情報を提供した。
- (2) ホームページトップページの「お知らせ」やバナーでの迅速な情報の提供を図った。

(3) 新聞・テレビ等を通じて、燃料高騰に係る業界存続の窮地や交通事故防止等について広報啓発を行った。

①「燃料高騰による運送業存続のピンチ」

放送媒体 KSBテレビ

放送日 7月23、26日 8月1日～31日 11月15日～2月8日

②「いつも安全・安心ガードで大切なお荷物を守っています。」

掲載媒体 四国新聞

掲載日 令和5年1月5日(木)

③「分散引越にご協力を！」

掲載媒体 四国新聞

掲載日 令和5年1月28日(土)

(4) 当協会及び運送業界への理解を深めてもらうと共に、次世代を担う若年労働者の採用促進を図ったため「讃岐の物流を支える」冊子を県下の高校生宛に配布した。

(5) 10月2日、国営まんのう公園において「トラックの日」PR行事を開催した。

一般来場者へ営業用トラックをPRし、交通安全グッズの配布やエコ工作教室を開催し、トラック輸送の役割等について啓発活動を行った。

6. 経営改善事業

(1) 助成金の活用促進を図ったため、香ト協が実施した助成制度の実施要領説明会を開催した。

開催日	開催場所	参加者数
6月9日(木)、10日(金)	香川県トラック総合会館	44名

(2) 業界内の資質の向上を図ったとともに、一般消費者や荷主の皆様にも案内し、業界外に対しても業界への理解を深めてもらうためセミナーを開催した。

開催日	開催内容	参加者数
令和5年2月22日(水)	新年文化セミナー	95名

(3) 次世代を担う若年労働者に対してトラック運送業界の社会的役割等についてPR活動を行い業界への採用促進を図った。

- (4) トラック運送業界のドライバー不足や育成、社内体制の整備等の改善の参考となる「人材確保セミナー」を開催した。

開催日	開催内容	参加者数
10月12日(水)	人材確保セミナー	27名

- (5) 少子高齢化が進む中、トラック運転者の確保・充実を図ったため、大型・中型・準中型・けん引免許・フォークリフト資格・はい作業主任者資格の取得促進を図った。

助成内容	取得者数
大型免許	60名
中型免許	9名
準中型免許	6名
けん引免許	8名
フォークリフト	60名
はい作業	1名
合計	144名

- (6) 運転者の健康状態に起因する事故並びに労働災害を防止する観点から、定期健康診断受診促進を図った。

受診者数
5,475名

- (7) 経営の安定に資するため、金融機関から融資を受ける際に信用保証協会に支払った保証料の一部を助成した。

助成数		
	一般	セーフティ
12件	1件	11件

- (8) 長期低利の融資を推進し、トラック運送事業の近代化・合理化を図ったため、車両購入等設備投資に係る利子補給を行う。

助成数		
	一般	ポスト
11件	0件	11件

- (9) 国土交通省が運転者不足に対応するための総合的取組の一環として創設した「働きやすい職場認定制度」を普及するため取得促進を図った。

助成数		
	本社	営業所等
2 件	2 件	0 件

7. 税制対策と陳情

(1) 税制改正・予算に関する要望・陳情等の活動について

令和 4 年度税制改正の要望については、自動車関係諸税の簡素化・軽減や高速道路料金の引下げ等、全ト協と連携した「令和 4 年度トラック関係施策に関する要望書」を地元選出の国会議員 6 名に対して積極的に要望し陳情を行った。(陳情日令和 4 年 11 月 5 日、7 日、9 日、19 日)

税制改正・予算に関する要望・陳情等の主な内容は次のとおり

- ①自動車関係諸税の簡素化・軽減等
- ②物流総合効率化法に基づく特例措置等の延長
- ③高速道路料金等の引下げ
- ④高速道路の S A・P A、道の駅における駐車スペースの整備・拡充
- ⑤燃料価格高騰への支援
- ⑥働き方改革実現のための諸対策に係る補助・助成の拡充
- ⑦環境対策及び省エネ対策のための補助
- ⑧交通安全対策のための補助
- ⑨新型コロナウイルス感染症に係る各種軽減措置

8. 福利厚生事業

(1) グループ保険の維持

会員従業員における不慮の事故等の保証制度としてグループ保険(傷害保険)の維持に努めた。

9. 基金管理運営事業

(1) 近代化基金融資に係る利子補給

トラック運送事業の近代化と合理化を促進するため、運輸事業振興助成交付金をもって造成した近代化基金による近代化基金融資制度において、次のとおり推薦し、利子補給を行った。

○第45回地方近代化基金融資（推薦概要）

ア. 一般融資（利子補給率 年0.3%）

推薦金額 0 件 0 円

イ. ポスト新長期規制等融資（利子補給率 年0.3%（内0.1%は全ト協助成））

推薦金額 11 件 133,708 千円

10. 表彰等推薦事業

(1) 香川県トラック協会会長表彰（令和4年6月7日）

A第1種 42名 運転者対象で3年以上無事故

A第2種 48名 " 5年以上 "

A第3種 40名 " 10年以上 "

B第1種 4名 運転者を除く従業員対象で10年以上勤務し成績優秀

B第2種 7名 " 20年以上 "

(2) 国土交通大臣表彰（令和4年10月25日）

事業功労 1名

(3) 四国運輸局長表彰（令和4年11月29日）

事業功労 1名

永年勤続 1名

安全性優良事業所 3事業所

優良事業者（物流）1者

(4) 香川運輸支局長表彰（令和4年9月8日）

安全性優良事業所 6事業所

(5) 全ト協表彰「優秀運転者顕章」（令和4年12月1日）

銀十字章 4名 10年以上無事故無違反

(6) 全ト協表彰「正しい運転・明るい輸送運動」（令和5年3月2日）

従業員 2名

事業所 1事業所

11. 業種別専門部会業務

(1) 業種別専門部会等（青年協議会・特別積合部会・重量部会・ダンプ部会・セメント部会・引越部会・タンクトラック部会・女性部会）の支援に努めた。

貸 借 対 照 表(総括表)

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	一般会計	交付金会計	研修施設会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現 金 預 金	30,927,587	0	4,063,711	0	34,991,298
貯 蔵 品	0	0	202,125	0	202,125
未 収 金	0	0	0	0	0
流動資産合計	30,927,587	0	4,265,836	0	35,193,423
2. 固定資産					
(1) 特定資産					
車両購入積立資産	2,854,190	0	0	0	2,854,190
研修施設整備積立資産	45,000,000	0	0	0	45,000,000
緊急対策基金積立資産	15,970,074	0	0	0	15,970,074
近代化基金積立資産	0	645,452,867	0	0	645,452,867
災害対策基金積立資産	0	57,000,000	0	0	57,000,000
修繕引当資産	0	0	66,700,000	0	66,700,000
退職給付引当資産	4,000,000	2,052,830	0	0	6,052,830
特定資産合計	67,824,264	704,505,697	66,700,000	0	839,029,961
(2) その他固定資産					
土地	14,011,571	396,054,543	0	0	410,066,114
建物	0	239,559,225	0	0	239,559,225
建物附属設備	2,277,609	763,576	2,162,161	0	5,203,346
構築物	2,626,961	679,145	404,149	0	3,710,255
車両運搬具	872,850	0	0	0	872,850
器具・備品	899,070	1,295,668	2,757,845	0	4,952,583
電話加入権	319,000	76,440	0	0	395,440
投資有価証券	250,000	0	0	0	250,000
減価償却振替額	1,461,227	192,385,659	0	△ 193,846,886	0
その他固定資産合計	22,718,288	830,814,256	5,324,155	△ 193,846,886	665,009,813
固定資産合計	90,542,552	1,535,319,953	72,024,155	△ 193,846,886	1,504,039,774
資 産 合 計	121,470,139	1,535,319,953	76,289,991	△ 193,846,886	1,539,233,197
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	2,530	0	837,205	0	839,735
預り金	306,292	0	1,100	0	307,392
賞与引当金	516,300	1,699,350	0	0	2,215,650
流動負債合計	825,122	1,699,350	838,305	0	3,362,777
2. 固定負債					
退職給付引当金	4,000,000	2,052,830	0	0	6,052,830
減価償却振替額	0	0	193,846,886	△ 193,846,886	0
固定負債合計	4,000,000	2,052,830	193,846,886	△ 193,846,886	6,052,830
負 債 合 計	4,825,122	3,752,180	194,685,191	△ 193,846,886	9,415,607
III 正味財産の部					
1. 一般正味財産					
一般正味財産合計	116,645,017	1,531,567,773	△ 118,395,200	0	1,529,817,590
負債及び正味財産合計	121,470,139	1,535,319,953	76,289,991	△ 193,846,886	1,539,233,197

令和4年度正味財産増減計算書(総括表)

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	一般会計	交付金会計	研修施設会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特 定 資 産 運 用 益	1,016	869,270	1,274	0	871,560
受 取 会 費	63,526,230	0	0	0	63,526,230
受 取 補 助 金 等	1,764,527	211,583,315	0	0	213,347,842
受 取 負 担 金	5,405,944	0	0	0	5,405,944
事 業 収 益	0	0	18,695,135	0	18,695,135
雑 収 益	873,862	216,097	2,132,889	0	3,222,848
他会計からの繰入額	0	12,431,609	0	△ 12,431,609	0
経 常 収 益 合 計	71,571,579	225,100,291	20,829,298	△ 12,431,609	305,069,559
(2) 経常費用					
事 業 費	19,997,402	183,978,074	24,227,333	0	228,202,809
管 理 費	33,691,265	0	0	0	33,691,265
中 央 事 業 出 捐 金	0	46,379,000	0	0	46,379,000
特 定 預 金 支 出	0	0	0	0	0
他会計への繰入額	12,431,609	0	0	△ 12,431,609	0
経 常 費 用 合 計	66,120,276	230,357,074	24,227,333	△ 12,431,609	308,273,074
当 期 経 常 増 減 額	5,451,303	△ 5,256,783	△ 3,398,035	0	△ 3,203,515
2. 経常増減の部					
(1) 経常外収益					
経 常 外 収 益 合 計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
固 定 資 産 除 却 損	1	2	0	0	3
経 常 外 費 用 合 計	1	2	0	0	3
当 期 経 常 外 増 減 額	△ 1	△ 2	0	0	△ 3
当期一般正味財産増減額	5,451,302	△ 5,256,785	△ 3,398,035	0	△ 3,203,518
一般正味財産期首残高	111,193,715	1,536,824,558	△ 114,997,165	0	1,533,021,108
一般正味財産期末残高	116,645,017	1,531,567,773	△ 118,395,200	0	1,529,817,590
II 正味財産期末残高	116,645,017	1,531,567,773	△ 118,395,200	0	1,529,817,590

令和5年6月30日

香川県知事

池田 豊人 殿

法人の名称

一般社団法人香川県トラック協会

代表者の氏名

楠木 寿嗣

公益目的支出計画実施報告書等の提出について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項の規定により、別紙のとおり 令和 4 年度（ 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで）の公益目的支出計画実施報告書等を提出いたします。

【別紙1:法人の基本情報】

法人コード	A020335
-------	---------

1. 基本情報

フリガナ	イッパンシャダンホウジンカガワケントラックキョウカイ					
法人の名称	一般社団法人香川県トラック協会					
主たる事務所の住所及び連絡先						
住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等		補足住所	
	760-0066	香川県	高松市福岡町3丁目2番3号			
代表電話番号	087-851-6381		内線		FAX番号 087-821-4974	
代表電子メールアドレス	akashi@kagawa-truck.jp					
ホームページの有無	有					
ホームページアドレス	http://www.kagawa-truck.jp/					
代表者の氏名	楠木 寿嗣					
事業年度	04	月	01	日～		3月
事業の概要	物流の大半を担い、国民生活・産業活動を支える貨物自動車運送事業を振興するため、輸送の安全確保、環境保全、地球温暖化対策等のため、指導、啓発、講習会の開催、支援などの事業を行っている。					

【別紙2:公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

【 令和 4 年度(令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで)の概要】

1. 公益目的財産額	1,391,071,731 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額(①+②-③)	212,711,521 円
①前事業年度末日の公益目的収支差額	193,121,234 円
②当該事業年度の公益目的支出の額	244,690,578 円
③当該事業年度の実施事業収入の額	225,100,291 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	1,178,360,210 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 ^注	
継続事業1及び継続事業2の事業の実施状況について、公益目的支出計画全体の実施に影響は及ぼさないと考える。	

注:詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	①. 計画上の完了見込み	令和109年3月31日
	②. ①より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	1,391,071,731 円	1,391,071,731 円	1,391,071,731 円	1,391,071,731 円	1,391,071,731 円
公益目的収支差額	110,641,158 円	193,121,234 円	122,934,620 円	212,711,521 円	135,228,082 円
公益目的支出の額	243,752,451 円	222,602,007 円	243,752,451 円	244,690,578 円	243,752,451 円
実施事業収入の額	231,458,989 円	206,300,696 円	231,458,989 円	225,100,291 円	231,458,989 円
公益目的財産残額	1,280,430,573 円	1,197,950,497 円	1,268,137,111 円	1,178,360,210 円	1,255,843,649 円

※前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

監 査 報 告

令和5年4月12日

一般社団法人 香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣 殿

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況並びに公益目的支出計画の実施の状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書）並びに公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上

監事

岩 部 達 雄 

監事

倉 山 昌 典 

監事

森 本 成 人 